

# 尻無川水系河川整備基本方針

平成18年3月

愛 媛 県

## 目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川の整備の基本となるべき事項	
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	5
(参考図)	
尻無川水系図	6

# 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

## (1) 流域及び河川の概要

尻無川は、その源を新居浜市大永山に発し、県立新居浜南高等学校前を流下し、支川深谷川を合わせ、新居浜市役所の東側を北に流下して燧灘に注ぐ、流域面積 8.9km<sup>2</sup>、幹川流路延長 6.8km の二級河川である。

その流域は、新居浜市の中央部に位置し、新居浜市における社会、経済、文化の基盤を成している。また、自然環境の乏しい市街地にあつて、沿川住民にやすらぎと潤いを与える貴重な空間としての位置付けは大きいため、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

尻無川流域の上流部は山地であるが、平地部の河道周辺は住宅地として利用されている。中流部は田園地帯に住宅が点在し、下流部は商業施設や宅地が密集する市街地となっている。また、沿川には「瑞応寺の大転輪蔵」等の文化財を有している。

尻無川は、隣接する二級河川国領川より導水されたかんがい用水を、沿川に補給するため、古くから利用されており、直線的な単断面河川となっている。河道は洪水による破堤等を防止するため、両岸がコンクリート護岸で施工されている。また、中流部より上流は、出水時以外は無水区間となっている。そのため、生物の生息・生育環境の乏しいものとなっている。

上流域は、山地であり、かつてツガ・アカマツ・シデ類・カエデ類からなる針広混交林であったが、旧別子銅山の煙害や伐採により減少し、その後、ヒノキ等の針葉樹で造林されている。河道は、砂防指定地であり、また、無水区間であるため魚類の生息は見られず、河床はヨモギ等の草本類で覆われる程度である。なお、沿川は住宅地として高度に利用されている。

中流域は、水田が多く、下流に近づくにつれ住宅が増加している。河道は、部分的に天井河川となっており、また、出水時以外は伏流するため、河床はヨモギ等で覆われる程度であるが、ウシノシッペイの群生も確認されている。

下流域は、新居浜市の中心市街地であり、商業施設、住宅等が沿川に広がっている。河道は、国領川より導水された用水によって本川唯一の流水区間となっており、魚類はメダカ、ドジョウ、アユ等が、また貝類ではナガオカモノアラガイ等が確認され、貴重な生息空間となっている。

河川の水質は、環境基準の類型指定は設定されていないが、平成 15 年度の水質調査結果によると、中流の政枝小橋<sup>まさえだこ</sup>で環境基準 C 類型程度、下流の新須賀橋<sup>しんすか</sup>で B 類型程度であるが、経年変化がある。

尻無川の治水事業は、昭和 50 年より、河口から松木橋<sup>まつき</sup>上流までの区間 (3.5 k m) において、計画高水流量を  $115\text{m}^3/\text{s}$  と定め、築堤、河床掘削等を実施している。

河川水の利用については、古くから農業用水に利用されており、中下流部の農地の灌漑用水として利用されている。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川改修の実施状況、水害発生状況、河川の利用状況、流域の文化並びに河川環境の保全を考慮し、地域の社会経済情勢と調和を図りつつ計画を定め、河川の総合的な保全と利用に努める。

災害の発生の防止または軽減に関しては、洪水被害を軽減するために、河床の掘削、護岸の整備等を進め、洪水の安全な流下を図ると共に、情報伝達体制を整備する。さらに、たとえ越水した場合でも、被害を最小限にするため、総合的な被害軽減対策を関係機関等と連携して推進する。

河川水の適正な利用に関しては、利水者との連絡調整を図り、効率的な農業用水の利用がなされるよう努める。また、渇水時においては、渇水被害軽減のための情報を提供し、地域住民の協力を得られるように努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用の実態の把握に努め、治水面・利水面との調和を図る。今後の河川整備にあたっては、瀬・淵及び植生の回復に努め、特にメダカ等の生息に必要な隠れ場、産卵場所の保全や復元を図る等、動植物の生息・生育空間の確保に努める。

また、新居浜市と連携して、流域内において計画されている下水道事業の促進を図るなど、水質の保全・向上に努める。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設の機能を最大限に発揮できるように河川管理施設の点検及び整備に努める。また、河川愛護の啓発に努め、地域と一体となって川づくりを行い、水質及び自然環境の保全等適正な維持管理に努めるとともに、沿川住民が親しみを持てる川づくりに努める。

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、過去の洪水実績、流域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮し、ピーク流量を基準地点<sup>たどころこ</sup>田所小橋において $115\text{m}^3/\text{s}$ とする。

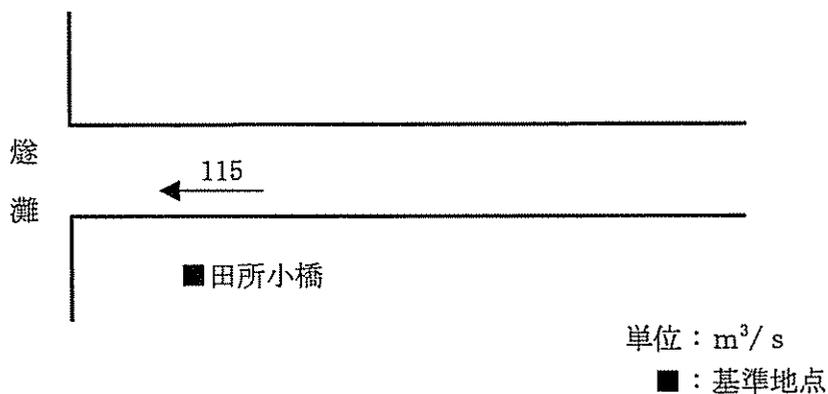
基本高水のピーク流量一覧表

(単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
尻無川	田所小橋	115	—	115

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点田所小橋において $115\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に関する川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川 幅 (m)
尻無川	田所小橋	0.90	4.75	15

(注) T. P: 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

尻無川における既得水利としては、農業用水として慣行水利がある。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、今後、流況等の状況把握に努め、動植物の生息または生育等に十分配慮し、調査及び検討を行ったうえで決定するものとする。

# 尻無川水系図

